

奈良県営水道企業管理規程第二号



職員の職の設置等に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第二号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第三条第一項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「課」の下に「及び分掌規程第一条の二に規定する課の室」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 課の室に室長及び室長補佐

第三条第三項中「課に」を「課及び課の室に参事、」に改める。

第六条第四項中「除く。」の下に「又は室長」を加え、「課の」を「課又は課の室の」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「課長補佐」の下に「又は室長補佐」を加え、「課長を」を「課長又は室長を」に、「課の」を「課又は課の室の」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 参事は、上司の命を受け、担任する重要な事務を掌理する。